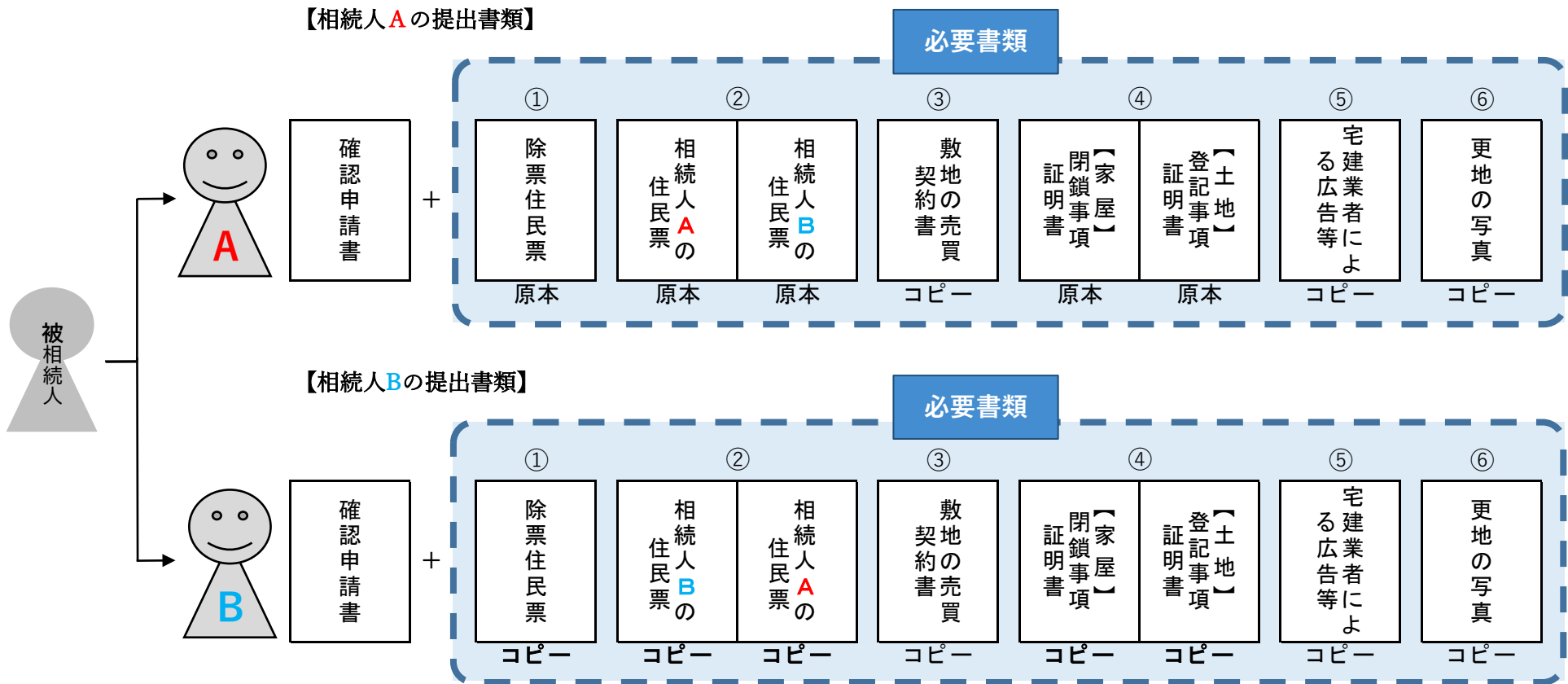


「被相続人居住用家屋等確認申請書」と「必要書類」が相続人ごとに必要となります。

例) 相続人が2名の場合で、「3.必要書類」のうち①～⑥の添付が必要な場合

※①、②、④については原本での提出が必要です。(その他はコピー可。)



※相続人Aから原本が提出されており、同時期に申請をする場合、2人目以降は①、②、④の必要書類についてもコピーでの提出が可能です。